

事務連絡
令和3年3月31日
令和3年5月12日一部改正
令和3年7月26日一部改正
令和3年8月24日一部改正

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

コロナワクチン接種後に新型コロナウイルス感染症と診断された症例に関する国立感染症
研究所による医療機関に対する積極的疫学調査への協力依頼について（周知）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。コロナワクチン接種後に新型コロナウイルス感染症と診断された症例に関する積極的疫学調査につきましては、2回目コロナワクチン接種後14日以降に、新型コロナウイルス感染症と診断された全症例の検体を御送付頂いているところです。今般、当該調査の対象者を2回目コロナワクチン接種後14日以上経過して診断された症例のうち、中等症Ⅱ以上（酸素投与が必要）の症例及び明確な疫学リンクのある3例以上のワクチン接種後感染者の集積症例（同一世帯における3例以上の症例は除く）といたします。引き続き、コロナワクチン接種歴の把握とHER-SYSへの入力に努めて頂くとともに、検体の提供に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、管内の医療機関に当該調査へ協力いただくよう周知の程よろしく願いいたします。

本調査は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条第2項に規定する積極的疫学調査として実施するものであり、患者本人の同意取得は不要となることを申し添えいたします。（改正部分は下線）

記

1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による発生届については、令和3年2月10日の改正により新型コロナウイルスワクチン接種歴（ワクチンの種類、接種年月日等）を記入することとしていますので、発生届を行う医療機関又は保健所におけるHER-SYSへの入

力について遺漏なきよう徹底¹をお願いいたします。

なお、ワクチン接種歴については、ワクチン接種歴のある発生届の必要な新型コロナウイルス感染症の患者等の事例全てについてHER-SYSへの入力が必要であり、接種年月日を問わないことを申し添えます。

2. 2回目コロナワクチンを接種してから14日以上経過して診断された症例のうち、中等症Ⅱ以上（酸素投与が必要）の症例につきまして、検体の送付を御願ひ致します。

ただし、明確な疫学リンクのある3例以上のワクチン接種後感染者の集積症例（同一世帯における3例以上の症例は除く）を探知した場合については、中等症Ⅰ以下であっても可能な限りの送付を御願ひ致します。送付頂く検体数などについては、個別に
pathology@nih. go. jp>までご相談ください。

- ・呼吸器検体（喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、唾液）※診断時の残余検体でも可だが、抽出核酸ではなく臨床検体が望ましい

※国立感染症研究所よりHER-SYSに入力した診断医師宛てに連絡をさせて頂くことがありますので、ご承知おきの程よろしくお願ひいたします。

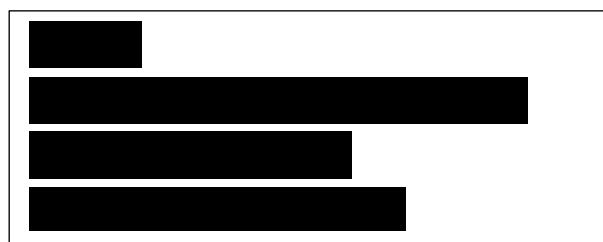
3. なお、当該患者について医師の判断により診療の一環として、下記の検体を用いた中和抗体測定の場合、別途、医療機関から国立感染症研究所にご相談ください。

- ・診断後間もなく採血された血清あるいは血漿検体（2cc以上）
- ・診断から10-14日後に採血された血清あるいは血漿検体（2cc以上）

【検体送付先】

検体送付先：国立感染症研究所 感染病理部 メールアドレス：pathology@nih.go.jp

※検体送付前に必ずご連絡ください。



¹ <https://www.mhlw.go.jp/content/000737647.pdf>